

<静岡県・保健所・一般財団法人静岡県生活科学検査センターからのお知らせ>

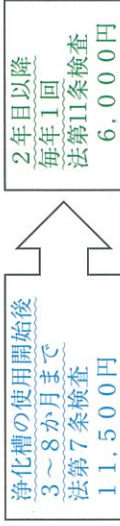
法定検査を必ず受けましょう

新設した浄化槽は、浄化槽法に基づき、使用開始後3～8か月の間に設置後の法第7条検査が、その後は毎年1回の定期検査として法第11条検査が義務付けられています。
静岡県では、「静岡県浄化槽取扱指導要綱」により、**建築確認申請又は浄化槽設置届出時に併せて、法第7条検査依頼書及び法第11条検査依頼書**を提出していただくようお願いしております。
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

<検査のしくみ>

法第7条検査を受けた1年後には、法第11条検査を受けることが義務付けられています。
法第7条検査のお申し込みと併せて、第11条検査をお申し込みください。

(一般家庭の場合)



●法定検査はどのような検査を行うの？

区分	内容
外觀検査	設置の状況や水の流れ方などを検査します。
水質検査	浄化能力を確認するためBOD、pH、DO、残留塩素などを測定・分析します。
書類検査	保守点検や清掃の記録を基に、浄化槽の管理状況を確認します。

●法第7条検査のお振り込みいただく検査手数料

浄化槽の規模	～10人槽	11～20人槽	21～50人槽	51～100人槽	101～300人槽	301人槽～
検査手数料	11,500円	11,500円	14,500円	18,000円	19,500円	21,500円

※ 銀行振込手数料は、各自ご負担願います。

●法第11条検査の検査手数料

浄化槽の規模	～10人槽	11～20人槽	21～50人槽	51～100人槽	101～300人槽	301人槽～
検査手数料	6,000円	6,500円	9,500円	13,000円	15,000円	17,000円
口座振替	5,500円	6,000円	9,000円	12,500円	14,500円	16,500円

※ 法第11条検査手数料を口座振替された場合、検査料金が500円割引されます。

●法定検査を行う検査機関はどこなの？

県知事が指定した機関でなければ行うことができません。静岡県では、**一般財団法人静岡県生活科学検査センター**が唯一の検査機関となっています。

●法第7条検査と法第11条検査の依頼はどのようにするの？

この用紙にはさみこんであります**検査依頼用振込用紙**でお申し込みください。

- 1 **検査依頼用振込用紙**に必要事項を記入してください。(記入例を参考にしてください。)
* (注意) 正確な住所、氏名が記載されていない場合は、検査に伺えないことがあります。
- 2 金融機関に検査手数料をお振込いただき、**②の依頼書(写)**を3ページ目(別紙)左側の貼付欄に貼り付けてください。また併せて**浄化槽法第11条検査契約書**に住所、氏名及び電話番号等を記入してください。
3 建築確認申請書又は浄化槽設置届を提出するときに、**別紙**を受付窓口へ提出してください。
※ 浄化槽設置の中止や規模変更があったときには、別途払戻等の手続きをいたします。
※ 所定の検査依頼書用振込用紙を使用しないで、ATM等で振込んだ場合や、浄化槽を使用開始してから8か月以上経過しても検査が済んでいない方は、下記問い合わせ先に連絡してください。

●お問い合わせ先

〒425-0085 焼津市塩津1-1
一般財団法人静岡県生活科学検査センター
TEL 054-621-5030 FAX 054-621-5450

浄化槽法第7条検査お申し込み依頼書貼付用紙

浄化槽法第11条検査お申し込み依頼書貼付用紙

7条検査お申し込みと同時に下記契約書にご記入の上、11条検査のお申し込みも併せて行ってください。
※裏面に記載例を載せてありますので参考にしてください。

浄化槽法第11条検査契約書

契約内容	設置場所	設置場所の名称	検査手数料	検査手数料の規模(人槽)により検査手数料は異なります。	人槽	手数料	お支払方法に口座振替を利用された場合	お支払方法に口座振替を希望する、希望しないどちらかを選んでください。	作業内容
浄化槽法(昭和58年法律第43号)第11条に基づく検査			～10	11～20	21～50	51～100	101～300	301～	浄化槽法第11条に基づく技術上の基準による
			6,000円	6,500円	9,500円	13,000円	15,000円	17,000円	
			5,500円	6,000円	9,000円	12,500円	14,500円	16,500円	

*検査手数料は静岡県告示により定められたものです。

浄化槽の法定検査について、委託者(以下「甲」という。)及び一般財団法人静岡県生活科学検査センター(以下「乙」という。)は次のとおり委託業務を契約する。

第1条 乙は、業務を行うにあたっては、浄化槽法その他の関係法令を遵守し、誠実適正に委託された業務を履行しなければならない。

第2条 乙は、浄化槽法第11条に規定する回数の検査を関係法令及び上記表のとおり行うこととし、実施した場合には、甲に検査済み証を交付するとともに検査結果書を作成し甲へ提出するものとする。

第3条 乙は、浄化槽法第11条第2項の規定に基づき、必要な事項を県知事に報告するものとする。

第4条 乙は、浄化槽の維持管理向上のため、必要に応じて、甲より委託を受

(委託者の請求及び支払) 第5条 乙は、全ての委託業務を完了し、甲の承認を受けた時には、甲に委託料を請求するものとする。
第6条 甲は法令上正当な理由により契約の解除が必要となった場合は、あらかじめ乙に通知し、協議の上この契約を解除できる。
第7条 検査日程が決定した時は、乙は甲に検査実施日をあらかじめ封書にて送付するものとする。
検査当日、甲が不在の場合であっても浄化槽の検査に特に支障がない状況であれば、乙は検査を実施することができる。ただし甲からの要請があった場合は、この限りではない。
第8条 この契約に関する疑義及びこの契約に定めのない事項については、甲(疑義の決定) 乙(秘密の保持) 第9条 乙は、委託業務実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。
ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、甲より委託を受けている管理者については、この限りではない。
この契約の証として本書を一通作成し、当事者署名押印のうえ、甲が副本(複写)を、乙が原本を保有する。

平成 年 月 日

甲 委託者 住所 氏名 電話番号

乙 受託者 静岡市葵区北安東四丁目27番2号 一般財団法人静岡県生活科学検査センター 理事長 岩布川 和則

※施設No.

※記入不要です。

検査にお伺いするためには、お手数ですが裏面の浄化槽設置場所住宅の案内図もご記入をお願い致します。

検査依頼用振込用紙について

検査依頼用振込用紙

検査依頼用振込用紙は①～④の4枚複写となっております。

- ①「振込金(兼手数料)受領書兼浄化槽法第7条検査依頼書」
・お客様が保管してください。検査手数料の払い戻し等の時に必要となります。
- ②「浄化槽法第7条検査依頼書(写)」
・裏面の別紙浄化槽法第7条検査依頼書添付用紙に添付し建築確認申請又は浄化槽設置届を提出する受付窓口へ提出してください。
- ③④「振込通知書兼浄化槽法第7条検査依頼書」
・取扱金融機関を経由し、当センターに送付されます。

検査依頼用振込用紙の記入方法

- 「ご依頼者」欄は、当センターが検査に伺う際、浄化槽の設置者と連絡をとる必要があるため、施主名又は法人名、住所及び電話番号をご記入ください。電話番号は必ずご記入いただくようお願いいたします。
 - 「浄化槽の概要」欄は、検査時に当センターの検査員が現場に伺えるように、浄化槽が設置された施設の名称及び住所をご記入ください。
また、使用開始予定は、検査時期を判断するために必要になりますので、浄化槽を使用開始する予定月をご記入ください。後日、当センターより使用開始日等確認のためのご連絡をさせていただきます。なお、★印の箇所は「ご依頼者」欄の氏名、住所と同じ場合はご記入いただくなくて結構です。
 - 「ご依頼代行者」欄は、検査手数料の払い戻し等の際に、当センターが振込者と連絡がとれるように、検査手数料を振り込んだ者の氏名又は法人名、住所及び電話番号をご記入ください。
- ご記入いただいた内容及び個人情報につきましては、適用される法令を遵守致します。
(ただし、行政機関等から法令等に基づく情報の開示を求められた場合を除く。)

① 振込金(兼手数料)受領書兼 浄化槽法第7条検査依頼書

下記の概要浄化槽の法定検査手数料を前納し、法定検査を依頼します。
(預金払戻請求書添付用払戻証明書)

平成		年	月	日
金額		百万	千	円
振込先	銀行名	静岡銀行 北安東支店		
	種類	普通預金	口座番号	0428730
受取人		一般財団法人 静岡県生活科学検査センター		
※	フリガナ			
ご依頼者	氏名	(施主名又は法人名)		
(設置者)	住所	〒 (施主又は法人の住所)		
	電話番号	(施主又は法人の電話番号)		
※	フリガナ			
浄化槽	施設(建物)名	★(～邸・～会社・～アパート)		
の概要	設置場所住所	〒 ★(施設が設置されている場所)		
	使用開始予定	平成 ○○年 ○○月		
※	フリガナ			
ご依頼	氏名	(振込者の氏名又は法人名)		
代行者	住所	(振込者の住所)		
(振込者)	電話番号	(振込者の電話番号)		

上記の金額を正に受け取りました。
(取扱店) 銀行 店

(取扱店→依頼人)

※(注意)正確な住所、氏名が記載されていない場合は、検査に対応できないことがあります。

① 振込金(兼手数料)受領書兼 浄化槽法第7条検査依頼書

下記の概要浄化槽の法定検査手数料を前納し、法定検査を依頼します。
(預金払戻請求書添付用払戻証明書)

平成		年	月	日
金額		百万	千	円
振込先	銀行名	静岡銀行 北安東支店		
	種類	普通預金	口座番号	0428730
受取人		一般財団法人 静岡県生活科学検査センター		
※	フリガナ			
ご依頼者	氏名			
(設置者)	住所	〒		
	電話番号			
※	フリガナ			
浄化槽	施設(建物)名			
の概要	設置場所住所	〒		
	使用開始予定	平成 年 月		
※	フリガナ			
ご依頼	氏名			
代行者	住所			
(振込者)	電話番号			

上記の金額を正に受け取りました。
(取扱店) 銀行 店

(取扱店→依頼人) ※浄化槽法第7条検査依頼書添付用紙に貼付して下さい。
※(注意)正確な住所、氏名が記載されていない場合は検査に対応できないことがあります。

振込依頼書

科目				
ご依頼日	平成	年	月	日
振込先銀行	静岡銀行 北安東支店			
預金種目	普通預金	口座番号	0428730	
金額		百万	千	円
内訳	現金	枚		
	他手	枚		
お受取人	一般財団法人 静岡県生活科学検査センター			
おとところ	静岡市葵区北安東4丁目27番2号			
おなまえ	(フリガナ) 様			
おとところ	TEL - -			

(取扱店保管)

出納済印

振替 目付 相手科目 当座、普預

検印 取扱者印 受付印